

国民年金の保険料が変わります

〔平成24年度〕（平成24年4月～平成25年3月分）

定額保険料 14,980円

付加保険料 400円

※毎月お得な「月末口座振替」、最もお得な「1年前納」をぜひご利用ください。

姫路年金事務所による 年金出張相談 開催

日 時 5月17日(木) 10:00～15:00

会 場 サルビア会館 2階 講義室

対象者 福崎町の住民

持参物 年金手帳・年金証書・認印

その他相談内容により必要な書類

※代理の場合は、委任状と本人確認のできる身分証明書（免許証等）

予約受付期間 4月16日(月)～5月11日(金)

土・日・祝日を除く8:30～17:15

申込先 住民生活課 ☎22-0560（内線374）

予約制

学生のみなさんは

「学生納付特例」の手続きも忘れずに

対象者

大学(大学院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校などに在籍する学生（各種学校の場合、修業年限が1年以上であることが必要）

所得の基準額

学生本人の前年所得118万円以下（扶養親族等がいる場合、その数に応じて加算）

承認期間

4月から翌年3月までの学生である期間

申請方法

住民生活課に年金手帳及び学生であることを確認できる書類（学生証または在学証明書）をご持参ください。

※学生納付特例を承認された場合で、翌年度も引き続き在学予定の場合は、4月上旬までに日本年金機構からハガキ形式の学生納付特例の申請書が送られます。

郡役所とは、県と町村の間にある「郡」に設置された中間行政機関である。神崎郡では、1879年(明治12)に神東・神西郡役所が設置された後に神崎郡役所となり、1926年(大正15)に全国で一斉に廃止されるまで存在した。しかし、太平洋戦争開戦後の1942年(昭和17)に一郡もしくは複数郡に「地方事務所」が設置されることとなり、神崎郡は飾磨郡とともに神飾地方事務所が設置された。郡役所には、郡長の他に郡書記・郡視学などが勤務していたほか、郡農会などの他団体も同じ建物に事務所を構えている場合が多かった。

兵庫県神崎郡教育会編『神崎郡誌』(1942年)によれば、神崎郡では設置から廃止まで歴代10人の郡長がおり、職務を担っていた。そもそも、郡役所とはどのような仕事をする行政機関だったのか。それが最もよくうかがえる史料が、郡役所廃止を記念して編まれた『兵庫県郡役所事績録』(上中下巻、1927年)である。これは兵庫県内すべての郡役所の「事績」を叙述したもので、各郡がどのようなことを課題とし、解決を図っていたのかがわかる史料である。

お祝いメッセージコーナー

このコーナーでは、みなさんから歴民にいただいたお祝いメッセージをご紹介します。予定です。

資料館にメッセージコーナーを設けていますので、ぜひご来館いただき、メッセージをお寄せください。



郡役所の魅力 第1話

福崎の身近にある歴史を掘り起こそう
「郡役所とは」
神戸市立工業高等学校講師
深見 貴成



(大正頃の神崎郡役所)

神崎郡歴史民俗資料館

開館30年記念企画

神東・神西郡役所(後に神崎郡役所と改称)を1982年(昭和57)に移築・復元し、資料館として開館した町立神崎郡歴史民俗資料館。開館30年を記念して、今年度は「三木家よもやま話」に「郡役所」「風土記」シリーズを交えて、町の歴史・文化を幅広いテーマで紹介します。



国民健康保険 加入・脱退の手続きはお早めに （お届けは14日以内に）

国民健康保険の加入や脱退については必ず届けが必要で
す。

●社会保険から脱退し国民健康保険に加入される方

必要書類

- ・社会保険（健康保険 喪失証明書
- ・印鑑
- ・届けに来られる方の本人確認証明書（免許証・住基カードなど官公署発行の顔写真つきのもの）
- ・年金証書（65歳未満の方で厚生年金・共済年金等を受

給している方

退職等により国民健康保険に加入しなければならぬのに届出をせず後日届けをされた場合、社会保険脱退日まで最長3年間さかのぼって納めていただくこととなります。

●社会保険に加入されたことにより国民健康保険から脱退される方

- ・社会保険被保険者証（社会保険加入後に国民健康保険から脱退される方全員の証
- ・印鑑
- ・国民健康保険被保険者証

・届けに来られる方の本人確認証明書（免許証・住基カードなど官公署発行の顔写真つきのもの）

※どちらの手続きも、住民票上別世帯の方が代理人として届出にされる場合は委任状が必要です。

届けが遅れるなどにより、社会保険に加入された日以降に国民健康保険証を使用された場合は、総医療費（10割）から自己負担額をひいた額を返還していただく場合があります。

第149回国民健康保険運営協議会開催

松岡会長から嶋田町長へ答申

2月13日、第149回国民健康保険運営協議会を開催しました。

当日、松岡会長から嶋田町長へ、平成24年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について、諮問どおりとする答申を行いました。

国保財政は厳しい状況です

福崎町の国保財政は、平成20年度

の医療制度改正による税率の見直し以降、計画的に安定した財政運営に努め、平成23年度までの4年間、税率改定を据え置いてきました。

しかし、近年の景気の後退や雇用の不安定により所得が減少し、加入者のみなさんに納めていただく国保税は減少しています。一方、歳出の7割を占める医療費は年々増え続け、歳入不足を基金（貯金）を取り崩し補うなど、厳しい状況が続いています。

平成24年度は保険税率の改定を予定しています

こうした状況のなか、今年度には国民健康保険特別会計の健全な運営のために保険税率の改定が必要になっています。加入者の負担を少しでも減らすため、一般会計からの法定外繰入金による財政支援をお願いしています。

○税率改定の概要

応益割を応能割よりも低く設定する、資産割の税率を下

福祉医療の所得制限判定方法が7月から変わります

現在の乳幼児等・こども・重度（高齢）障害者の福祉医療の所得制限は、対象者、配偶者及び扶養義務者のうち、世帯の最多所得者の市町村民税所得割税額が23万5千円未満である場合に助成対象としています。

しかし、税額の合計額が多い世帯が助成対象となる一方で、税額の合計額が少ない世帯が助成されないといった現象が生じています。

こうした問題を解消し、より公平な所得制限判定を行

うために、7月からは、生計を同一にしている世帯単位で所得制限判定を行います。

変更後は、同一生計である対象者、配偶者及び扶養義務者のすべての市町村民税所得割税額の合計額が23万5千円未満の方が助成の対象となります。

これまで助成の対象であった方でも対象外となる場合があります。ご理解いただきますようお願いいたします。

国保運営協議会の答申

平成24年度国民健康保険特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ20億100万円とする。（対前年度当初予算比5・1%増）

国民健康保険・福祉医療についてのお問い合わせは

健康福祉課 国保医療係（内線355・356）へ。

民生委員・児童委員交代のお知らせ

新町区の民生委員・児童委員が交代されました。
新しい委員の任期は、平成24年4月1日から平成25年11月30日までです。

新町区

（新任）山本始子

（退任）志水喜代美

（健康福祉課）

介護保険料が変わります

介護保険制度では、これまでの実績と今後の介護サービス利用量の見込みにもとづき、3年ごとに保険料の見直しを行います。

福崎町でも新しい介護保険事業計画で保険料の見直しを行い、平成24年度から平成26年度の保険料が決まりました。みなさんには、6月にお送りする「保険料決定通知書」でお知らせします。



【新しい保険料】

4月からの保険料の基準額（月額）は、これまでの3,600円から4,800円になります。

この基準額をもとに、それぞれの保険料は所得や町民税の課税状況等により1～7段階の保険料に分かれます。

平成24～26年度の介護保険料額

所得段階		基準額に対する 保険料率	対 象 者	保険料月額 (年額)
第1段階		50%	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	2,400円 (年額28,800円)
第2段階		50%	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	2,400円 (年額28,800円)
第3段階	3-1	65%	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	3,120円 (年額37,400円)
	3-2	75%	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円超	3,600円 (年額43,200円)
第4段階	4-1	83%	本人が住民税非課税(世帯員に課税者がいる人)で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	3,984円 (年額47,800円)
	4-2 (基準額)	100%	本人が住民税非課税(世帯員に課税者がいる人)で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円超	4,800円 (年額57,600円)
第5段階		125%	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円未満	6,000円 (年額72,000円)
第6段階		150%	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上400万円未満	7,200円 (年額86,400円)
第7段階		170%	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上	8,160円 (年額97,900円)

※第4段階（4-2）が基準額

※第2・3・4段階の「合計所得金額」とは、年金以外の所得で構成する合計所得金額をいいます。

問い合わせ先 健康福祉課 介護保険係（内線353）・税務課 介護保険料担当（内線342）



代表の児童から「回収したキャップは社会福祉協議会を通じて社会貢献に役立てたいと思います。」とお礼の言葉があり、商工会の松岡部長が「私たちも引き続きこの運動に取り組んでいきますので、今後も活動が続けてくださいね。」とエールを贈りました。

女性部員や商工会会員の事業所の協力により回収したペットボトルのキャップは17623個。3月1日、この運動に以前から取り組んでいる田原小学校の児童へ渡されました。

**商工会女性部
回収エコキャップを
田原小学校児童へ**

利用権設定で 安心して農地の貸し借りを！

農地の貸し借りは…

「高齢のため耕作ができない…」という不安がある人や「農地を借りて経営規模を拡大したい」という希望がある人などがいます。こんな人は、農業経営基盤強化促進法にもとづく利用権設定で農地を貸し借りすると、簡単な申し込みのみで貸し借りができます。

この制度のメリット

- 手続きが簡単で、農地法の許可が不要です。
- 契約期間は1年から50年までの間で自由に決めることができます。
- 貸した農地は、契約期間が終了すれば離作料を支払うことなく必ず返してもらえます。
- 農業規模の拡大が簡単にできます。
- 賃借期間中は安心して耕作できます。(途中解約には双方の合意が必要)
- 貸し借りの期間が終了する前に、役場産業課から双方にお知らせしますので、更新するか終了するか、その都度決めることができます。

利用権設定の主な条件

- ・設定する土地が市街化区域以外の農地であること
- ・農地を借りる方の経営面積が、現在耕作している面積と利用権設定を受ける面積をあわせて30アール以上であること
- ・通作距離が適当であること

申請の提出日

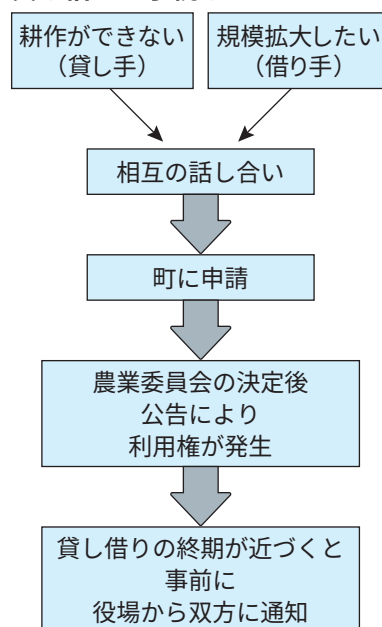
福崎町では年3回受付しています。4月、5月、11月の各月5日締切です。(5日が閉庁日の場合は、その翌日が締切) 産業課に申込書を提出してください。

貸し借りの解約

終期を迎えるまでに契約を解約する場合、農業委員会に解約の手続きを行う必要があります。



貸し借りの手続き



問い合わせ先 産業課農政係または福崎町農業委員会(産業課内 内線392・394)

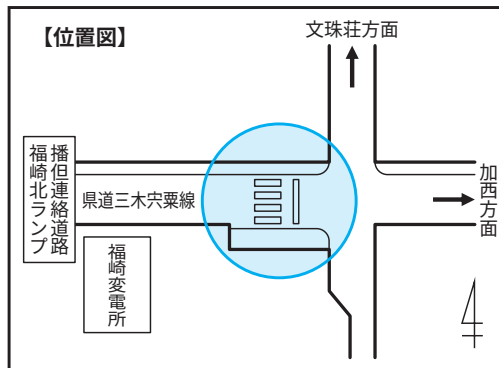
信号機が設置されました



県道三木穴栗線と町道大門石引線の交差点(大門地区)に新しく歩行者用信号機が設置され、3月2日に点灯されました。

横断の際は歩行者用信号機の使用をお願いします。

また、歩行者が横断中には交通の流れにも変化が生じますので、周辺を通行される際にも十分に注意をお願いします。



春の全国交通安全運動 4月6日(金)～15日(日)

交通事故にあわないよう十分に注意し、交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を心がけましょう。

- 自転車を利用する際は安全利用を心がけてください。
- 飲酒運転は絶対にしないでください。
- 全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを正しく着用してください。
- 夕暮れ時は交通事故が多く発生しています。十分に注意してください。

(住民生活課)



「あそびのひろば」

ドレミ 毎月第2木曜日 10:00～11:00
 4月12日(木)・5月10日(木) 八千種研修センター
 季節の歌を歌ったり、音に合わせてリズム遊び、
 身体遊びなどを楽しみます。
 (問い合わせ先：ともだちひろば)

公園で遊ぼう

日 程	実 施 場 所
4月16日(月)	イーストパーク(南大貫)
4月18日(水)	スポーツ公園(福田)
4月23日(月)	市川河川公園(新町)

時 間 10:00～11:30 駐車場はあります。
持ち物 お茶
申込方法 おひさまらんどへ
 ※現地集合・現地解散で、雨天の場合は中止とな
 ります。

おしゃべり会のご案内

たっぷり遊んで夜はぐっすりねむる。朝の光を
 浴びて起きる。朝ごはんを食べて心も体も元気にな
 ろう…。お子さんといっしょに遊びながら、大切
 な子どもの生活リズムについて、おしゃべりしま
 せんか？

日 時 5月21日(月) 10:00～11:30
場 所 おひさまらんど
テーマ 「早寝・早起き・朝ごはん」
対 象 就学前の子どもとその保護者
申込方法 おひさまらんどへ
定 員 15組

個別相談

毎月第3火曜日 10:00～14:00
 4月17日(火)・5月15日(火)
 文化センター2階 和室
 個別相談員：大内和恵
 ※申込は下記の3施設で受付します。

東部子育て学習センター 「にこにこひろば」を開設します

4月開園の田原幼稚園内に東部子育て学習セン
 ター(にこにこひろば)を開設しました。子育て家
 庭が楽しく子育てされ、お子さんが健やかに成長
 されることを願い、みなさんの子育てを応援して
 いきます。福崎幼稚園内の子育て支援センター(お
 ひさまらんど)、文化センター内の西部子育て学習
 センター(ともだちひろば)
 とともに、みなさんのお越
 しをお待ちしています。気
 軽に遊びに来てください。

開設日時
 月～木曜日 9:00～16:00
 (祝日・年末年始は除く)



にこにこ講座「わらべうたで遊ぼう！」

親子で楽しむわらべうたをご紹介します。

日 時 5月14日(月) 10:00～11:00
場 所 にこにこひろば
対 象 就学前の子どもとその保護者
申込方法 にこにこひろばへ

地域支援活動「すきっぷひろば」

5月から地域の公民館に出向き、すきっぷひろばを
 開きます。子どもといっしょに絵本やわらべうた遊び
 を楽しみながら、子育ての悩みを話したり、お母さん
 同士で情報交換したりして、ゆったりと過ごしませんか。

日 程	実施場所	対象地区
5月 7 日(月)	長野公民館	桜・長野
5月 9 日(水)	山崎公民館	山崎
5月16日(水)	板坂公民館	田口・板坂
5月18日(金)	吉田公民館	八反田・吉田
5月22日(火)	出屋敷公民館	馬田・出屋敷
5月25日(金)	中島公民館	長目・中島・上中島
5月29日(火)	西光寺公民館	西光寺・西野野垣内

※時間 10:00～11:00 申込不要。
 対象地区以外の方も参加できます。
 ※5月16日、22日はミニデイ利用者の方との交流を予
 定しています。

(問い合わせ先：おひさまらんど)

ともだちひろば (西部子育て学習センター)

火～金曜日 9:00～16:00

文化センター2階
 ☎22-7830 FAX22-2561

おひさまらんど (福崎子育て支援センター)

月～金曜日 9:00～17:00
 土曜日 9:00～12:00

福崎幼稚園内
 ☎22-2308 FAX22-2313

にこにこひろば (東部子育て学習センター)

月～木曜日 9:00～16:00

田原幼稚園内
 ☎22-1058 FAX22-1058

子育て支援に関することは Eメール ko-shien@town.fukusaki.ne.jp